介護　研修等実施回数一覧表

（R8.3月時点）

項目（高知市条例・基準省令）	必要な対策	具体的な内容	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハビリテーション	居宅療養管理指導	通所介護	通所リハビリテーション	短期入所生活介護	短期入所療養介護	特定施設入居者生活介護	福祉用具貸与	特定福祉用具販売	定期巡回・随時対応訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	地域密着型通所介護	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	看護小規模多機能型居宅介護	居宅介護支援	介護予防支援	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護医療院	実施頻度等	備考
			サービス種別																											
業務継続計画の策定等	感染症や非常災害の発生時に、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための措置	計画の策定 従業者への周知	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	感染症	R6.4.1から義務化（▲△：R9.3.31まで努力義務） 計画未作成や必要な措置を講じていない場合は、「業務継続計画未策定減算」（▲●を除く）
																													災害	
		研修の実施	○	○	○	○	△	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○				○	○	○				定期的に実施（**年１回以上**）及び**新規採用時**実施望ましい	
												○								○	○	○				○	○	○	定期的に実施（**年２回以上**）及び**新規採用時**実施必要	
		訓練の実施	○	○	○	○	△	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○				○	○	○				定期的に実施（**年１回以上**）	
												○								○	○	○				○	○	○	定期的に実施（**年２回以上**）	
非常災害対策	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備、関係機関への通報及び連絡体制の整備	計画の策定 従業者への周知						○	○	○	○	○					○	○	○	○	○	○	○			○	○	○		
		訓練の実施						○	○	○	○	○					○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	定期的に実施（**年１回以上**）	防火管理者を配置する必要がある施設は年２回以上
衛生管理等	感染症の予防 及びまん延防止のための措置	検討委員会の開催 従業者への周知	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○				**６月に１回以上**及び**感染症流行時等**随時	**R6.4.1から義務化**
		指針の整備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○				平常時の対策及び発生時の対応を規定	
		研修の実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○				○	○	○				定期的に実施（**年１回以上**）及び**新規採用時**実施望ましい	
												○								○	○								定期的に実施（**年２回以上**）及び**新規採用時**実施必要	
		訓練の実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○				○	○	○				定期的に実施（**年１回以上**）	
												○								○	○								定期的に実施（**年２回以上**）	
	感染症及び食中毒の予防 及びまん延防止のための措置	検討委員会の開催 従業者への周知																				○				○	○	○	**３月に１回以上**及び**感染症流行時等**随時	
		指針の整備																				○				○	○	○	平常時の対策及び発生時の対応を規定	
		研修の実施																				○				○	○	○	定期的に実施（**年２回以上**）及び**新規採用時**実施必要	
		訓練の実施																				○				○	○	○	定期的に実施（**年２回以上**）	
身体拘束等の禁止	身体拘束等の適正化を図るための措置	検討委員会の開催 従業者への周知								○ ※１	○ ※１	○							○ ※１	○	○	○	○ ※１			○	○	○	**３月に１回以上**及び **身体拘束が発生又は発生が懸念される状況時**随時	※１：R7.4.1から義務化　　※２：R6.4.1から義務化 委員会未開催、指針の未整備、研修の未実施、身体的拘束等を行った記録等が未作成の場合は、「身体拘束廃止未実施減算」（●を除く） 緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の３つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行い、その具体的な内容について記録が必要
		指針の整備								○ ※１	○ ※１	○							○ ※１	○	○	○	○ ※１			○	○	○	盛り込むべき**７項目**あり	
		研修の実施								○ ※１	○ ※１	○							○ ※１	○	○	○	○ ※１			○	○	○	定期的に実施（**年２回以上**）及び**新規採用時**実施必要	
		緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行った記録の作成	● ※２	● ※２	● ※２	● ※２	● ※２	● ※２	● ※２	○ ※２	○ ※２	○	● ※２	● ※２	● ※２	● ※２	● ※２	● ※２	○ ※２	○	○	○	○ ※２	● ※２	● ※２	○	○	○	身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録	
虐待の防止	虐待の発生又はその再発を防止するための措置	検討委員会の開催 従業者への周知	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	◎	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	定期的に実施（**年１回以上**）及び **虐待の疑いが生じた時又は事例が発生した時**随時	R6.4.1から義務化（▲：R9.3.31まで努力義務） 委員会未開催、指針未整備、研修未実施、担当者の未配置の場合は、「高齢者虐待防止措置未実施減算」（▲●を除く　◎R9.3.31まで除く）
		指針の整備	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	◎	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	盛り込むべき**９項目**あり	
		研修の実施	○	○	○	○	▲	○	○	○	○		◎	●	○	○	○	○	○				○	○	○				定期的に実施（**年１回以上**）及び**新規採用時**実施必要	
												○								○	○	○				○	○	○	定期的に実施（**年２回以上**）及び**新規採用時**実施必要	
		担当者の配置	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	◎	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
事故の発生防止 及び発生時の対応	事故の発生又はその再発を防止するための措置	指針の整備																				○				○	○	○	盛り組むべき**７項目**あり	事故発生時の対応については、各サービスの運営基準等で確認すること 指針の未整備、事故の報告及び分析を通じた従業者への周知徹底体制未整備、委員会未開催、研修の未実施、担当者の設置が未作成の場合は、「安全管理体制未実施減算」
		事故の報告及び分析 従業者への周知																				○				○	○	○		
		検討委員会の開催 従業者への周知																				○				○	○	○	定期的に実施（**年１回以上**）及び**事故発生時**随時	
		研修の実施																				○				○	○	○	定期的に実施（**年２回以上**）及び**新規採用時**実施必要	
		担当者の配置																				○				○	○	○		
入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置	介護現場の生産性向上の取り組みの推進	検討委員会の開催 従業者への周知								△	△	△							△	△	△	△	△			△	△	△	定期的に実施 （**年１回以上**：開催頻度は事業所の状況を踏まえ、適切な開催頻度を決める）	△：R9.3.31まで努力義務 「生産性向上推進体制加算」算定事業所は３月に１回以上開催

・「定期的に実施」について、具体的な頻度の規定のないものについては、開催時期等を定め、年１回以上定期的に開催すること。
・研修と訓練を一体的に実施する場合や、他の研修と一体的に実施する場合であっても、それぞれの項目について研修したことが分かるように記録すること。
・上記以外にも、取得している加算の要件として実施が求められている研修（看取りに関する研修、入浴介助に関する研修など）については、計画的に実施すること。

○●◎・・義務となっているもの　　△▲・・R9.3.31まで努力義務